

公益社団法人 熊本県栄養士会 水俣地域事業部規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人熊本県栄養士会（以下「本会」という。）定款第37条及び第38条に基づき、本会水俣地域事業部に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この会は、本会水俣地域事業部（以下「本事業部」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本事業部の事務所は原則として、本事業部部長が指定した場所におく。

(目的)

第4条 本事業部は、本会の目的を達成するために、水俣・芦北地域に応じた事業を実施することにより、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本事業部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の事業計画に基づく事業
- (2) 地域の健康づくりに関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業

(会員)

第6条 本事業部の会員は、本会会員であって水俣・芦北地域に在住又は就業する者をもって組織する。

(運営委員の設置)

第7条 本事業部に、次の運営委員をおく。

- (1) 事業部長 1名
- (2) 書記 1名
- (3) 財務 1名
- (4) 相談役 2名
- (5) 理事 1名

2 事業部長の資格は、本会役員を選任に関する規程第12条第2項に準ずる。

(運営委員の選任)

第8条 前条の運営委員は、本事業部会員の互選により選任する。ただし、兼任を妨げない。

(運営委員の任期)

第9条 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業報告)

第10条 本事業部は、会員に対し年1回事業報告を行う。

(経費)

第11条 本事業部の活動に要する経費は、事業計画に基づいて充てるものとする。

(会計年度)

第12条 本事業部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第13条 この規約の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。